



都からの権限移譲後、

練馬区が社会福祉法人の認可を初めて実施！

～ 保育所や子育て支援事業を運営する社会福祉法人「未来こどもランド」の設立を認可～

と き 4月8日(火) 午前10時～10時30分

と ころ 練馬区役所本庁舎5階 庁議室(豊玉北6-12-1)

4月8日、練馬区社会福祉法人設立認可書交付式が行われ、平成25年4月の東京都からの権限移譲後、練馬区としては初めて社会福祉法人の設立を認可した。社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的とし、所轄庁の認可を受けて設立される公益的な法人である。

今回、認可を受けた「社会福祉法人未来こどもランド」は、これまで、特定非営利活動法人(NPO法人)として、区内2か所の保育所の運営や、学童保育、子育てひろば、障害通所事業など、幅広く社会福祉事業を実施しており、同法人の認可により、練馬区が所轄する25番目の社会福祉法人が誕生した。



認可書の交付
栗原理事長(右)、室地健康福祉事業本部長(左)

【経緯】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次分権一括法)が公布されたことにより、社会福祉法が改正され、都内の区市内のみで事業所を構える社会福祉法人の認可、指導検査等の権限が、平成25年4月1日から東京都から区市に移譲された。これにより、区内24の法人が練馬区の所轄法人となり、区は、平成25年度から、社会福祉法人の定款変更などの手続きや法人の指導検査を実施している。

「未来こどもランド」は、平成25年度当初から、社会福祉法人認可に向けて区と協議を重ねてきた。平成26年2月に、正式に社会福祉法人設立認可申請書を提出し、区の審査委員会の審議を経て、今回認可に至った。

【設立法人の概要】

- ・社会福祉法人 未来こどもランド(練馬区石神井町7丁目)
- ・理事長 栗原 三津子
- ・実施事業 保育事業(区立石神井町つつじ保育園・区立光が丘第十保育園の運営業務を委託)
地域子育て支援拠点事業(すまいる石神井、高野台)
放課後児童健全育成事業(MKL学童保育)
障害児通所支援事業(すまいるスプラウト、キッズ、ツリー)

【設立認可書交付式の様子】

4月8日午前10時から、練馬区役所内庁議室において、室地隆彦 健康福祉事業本部長、社会福祉法人未来こどもランド 栗原三津子理事長ほか同法人役員3名が出席して、設立認可書交付式が行われた。室地事業本部長から未来こどもランドの栗原理事長へ認可書が交付されると、栗原理事長は「法人理念である「こどものため、保護者のため、地域のため」を掲げ、練馬区の子育て支援の中核となり、さらには、乳児から高齢者まですべての地域の人々の福祉増進に寄与できるよう全力で取り組む所存です。」と決意を語った。